



個別案件(国別研修)

2014年12月18日現在

本部/国内機関 : 中南米部

案件概要表

| | |
|-----------|---|
| 案件名 | (和)JCPPパラグアイ県レベル早期療育サービスの向上 (英)JCPP Project on Strengthening of Early Intervention Program for Disabled Children in Paraguay |
| 対象国名 | チリ |
| 分野課題1 | 保健医療-保健医療システム |
| 分野課題2 | 南南協力-南南協力 |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 保健・医療-保健・医療-基礎保健 |
| プログラム名 | 南南協力支援 |
| 援助重点課題 | 南南協力支援 |
| 開発課題 | 南南協力支援 |
| プロジェクトサイト | チリ・サンティアゴ首都圏 |
| 署名日(実施合意) | 2009年06月01日 |
| 協力期間 | 2009年07月27日 ~ 2012年07月27日 |
| 相手国機関名 | (和)チリ国際協力庁(AGCI) |
| 相手国機関名 | (英)Chilean International Cooperation Agency (AGCI), Ministry of External Relations |

プロジェクト概要

背景

パラグアイでは、障害者の実態が正確に把握されておらず、障害者支援のための行政社会サービスは未整備のまま置かれていた。2008年発足した現政権は、政府開発方針である「2008年～2013年社会経済戦略プラン」に基づいて、全ての人々が人権を享受し、等しく公共サービスにアクセスできることを目指している。そのためには障害者支援体制の整備が課題とされているが、その中でも特に地域レベルの医療サービスの質向上が求められている。パラグアイの人口統計によると、障害者のうち先天的、或いは出生に起因する障害が占める割合は、約31%と最も大きくなっており、障害を持った乳幼児に対して早期療育をおこなうことは非常に有効であると考えられている。早期療育とは運動面、精神面あるいは感覚面の発達が遅れていると思われる子供をできるだけ早く発見し、早期に治療・訓練などを親と関係機関が協力して行い、最大限その子供の発達を促していこうとする取り組みである。早期療育を進めるためには、地域に根ざした医療機関およびリハビリテーション機関の能力向上が求められるが、チリには「身体障害者リハビリテーションプロジェクト」(2000年～2005年)の成果の蓄積があり、特に地域リハビリに関して有効な経験と知識を有している。このことから、早期療育に関する人材育成とサービス向上を目的としたプロジェクトが要請され、JCPPの枠組みで実施されることとなった。

上位目標 障害者の包括的な社会参加が向上される。

プロジェクト目標 対象4県における生物・心理・社会的視点に基づいた早期療育サービスが強化される。

成果

- 1.生物・心理・社会的視点に基づいた早期療育プログラム運営モデルが作成される。
- 2.早期療育プログラムに係る技術基準が作成される。
- 3.関連団体ネットワークが形成される。
- 4.生物・心理・社会的視点に基づいた早期療育プログラムが対象4県で普及される。
- 5.プライマリヘルスケア従事者の精神身体機能評価とモニタリング能力が強化される。

| | |
|---------------|--|
| 活動 | <p>1.生物・心理・社会的視点に基づいた早期療育プログラム運営モデルが作成される。</p> <p>1.1 プログラム運営モデル担当者の能力強化。</p> <p>1.2 運営モデル案を提案する。</p> <p>1.3 関係者による運営モデルをバリデートする。</p> <p>1.4 運営モデルを更新する。</p> <p>1.5 教育文化省、厚生福祉省により運営モデルを承認する。</p> <p>1.6 運営モデル普及のための材料を作成する。</p> <p>2.早期療育プログラムに係る技術基準が作成される。</p> <p>2.1 ワーキングチームを形成する。</p> <p>2.2 国内外の基準にデータを収集する。</p> <p>2.3 技術指導計画を策定する。</p> <p>2.4 ワーキングチームの研修を実施する。</p> <p>2.5 技術基準を作成する。</p> <p>2.6 技術基準をバリデートする。</p> <p>2.7 技術基準を正式化する。</p> <p>3.関連団体ネットワークが形成される。</p> <p>3.1 関連団体ネットワーク形成作業のためのワーキンググループを形成する。</p> <p>3.2 コンセプトペーパーを作成する。</p> <p>3.3 コンセプトペーパーをバリデートする。</p> <p>3.4 コンセプトペーパーの内容を更新する。</p> <p>3.5 教育文化省と厚生福祉省においてコンセプトペーパーを承認する。</p> <p>3.6 早期療育サービスにおいて生物・精神・社会的視点に基づいた関連団体ネットワーク形成要領を普及する。</p> <p>4.生物・心理・社会的視点に基づいた早期療育プログラムが対象4県で普及される。</p> <p>4.1 早期療育プログラムの研修案を作成する。</p> <p>4.2 地域レベル担当者への早期療育プログラムの研修を実施する。</p> <p>4.3 精神運動分野担当者への研修を実施する。</p> <p>4.4 早期療育プログラムを試行する。</p> <p>4.5 地域ネットワーク活動状況モニタリングチームに対する研修を実施する。</p> <p>4.6 プログラム全体のモニタリング手法に関する研修を実施する。</p> <p>4.7 リハビリ効果モニタリングの研修を実施する。</p> <p>5.プライマリヘルスケア従事者の精神身体機能評価とモニタリング能力が強化される。</p> <p>5.1 対象早期療育サービスにおける地域レベルのプライマリヘルスケア担当チームを形成する。</p> <p>5.2 精神身体機能評価とモニタリングのための手法を確認する。</p> <p>5.3 研修プログラムを作成する。</p> <p>5.4 プライマリヘルスケア担当チームに対する研修を実施する。</p> <p>5.5 研修で習得した精神身体機能評価手法を実際に活用する。</p> <p>5.6 プライマリヘルスケア担当チームの各地での活動状況をモニタリングする。</p> <p>5.7 プライマリヘルスケア担当チームの診療結果を早期療育関係者と共有するための規定を作成し、その適用状況をモニタリングする。</p> |
| 投入 | <p>日本側投入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チリ国内研修 ・ 現地活動費 <p>相手国側投入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング評価実施経費50% ・ チリ人専門家パラグアイ派遣 ・ モニタリング評価実施経費50% |
| 実施体制 | <p>(1)現地実施体制</p> <p>相手国実施機関:チリ国際協力庁 (AGCI) 相手国側協力機関:チリ厚生省 (MINSAL),ベドロアギレセルダ国立リハビリテーション研究所 (INRPAC) パラグアイ側実施機関:パラグアイ教育文化省</p> |
| 関連する援助活動 | <p>(1)我が国の援助活動</p> <p>技術協力プロジェクト「チリ身体障害者リハビリテーション」(2000～2005) 技術協力プロジェクト「JCPP強化」(2003年～2006年) 個別案件「JCPPコスタリカ身体障害者リハビリテーション」(2006～2009) 第三国集団研修「身体障害者リハビリテーションコース」(2006～2011)</p> <p>最終受益国であるパラグアイでの活動: 地域別研修「新生児マスキリーニング」(2005～2007)を実施中 青年海外協力隊員が国内4ヶ所(養護2名、理学療法士2名)で活動中 最終受益国であるパラグアイでの他ドナーの援助活動: UNESCO OREALC Mission: 早期療育の療法士育成のための資金援助 スペイン(FOAL、ONCE): マニュアル印刷のための機材供与、生涯教育センター建設 (生涯教育センターの中に早期療育施設が設置されている県がある) 韓国(KOICA): 養護学校への技術協力</p> |
| (2)他ドナー等の援助活動 | |



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

| | |
|-----------|---|
| 案件名 | (和)コキンボ州における災害リスクの視点に基づく国土計画プロジェクト (英) Territorial planning with the Risk Management in Coquimbo Regional and Local Planning |
| 対象国名 | チリ |
| 分野課題1 | 水資源・防災-総合防災 |
| 分野課題2 | 貧困削減-貧困削減 |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 計画・行政-開発計画-総合地域開発計画 |
| プログラム名 | 防災対策支援 |
| 援助重点課題 | 防災を中心とする環境対策 |
| 開発課題 | 防災対策 |
| プロジェクトサイト | コキンボ州ラセレナ市 |
| 署名日(実施合意) | 2007年03月22日 |
| 協力期間 | 2007年09月21日 ~ 2010年11月30日 |
| 相手国機関名 | (和) 企画省コキンボ州地方支所 |
| 相手国機関名 | (英) Ministry of Planning and Cooperation, Coquimbo Regional Office |

プロジェクト概要

背景

チリ国コキンボ州の都市部では、63.7万人の人口のうち、78.7%が都市部に集中しているが、災害リスクを考慮しない開発が進んでいるため、都市の災害に対する脆弱性は非常に高くなっている。1997年10月に発生したPunitaqui地震の際には、同州のOvalle市を始めとして各地で大きな被害が発生した。また、この復興事業には1.3億ドルが必要とされ、多大な経済的損失を被った。

こうした状況の中で、チリ国内務省は2002年3月、「国家緊急対策計画」を廃止し、「国家市民保護法」を承認した。これは、従来のような災害発生後の緊急対策中心の災害管理から、災害発生前の災害管理へ重点を移すことを主な目的としたものであり、同法では、国、州、県、区レベルで、事前対策のための「市民保護委員会」を設立し、災害発生時には緊急対策委員会として機能させることを義務づけている。また、防災ハザードマップ作成や総合的防災計画の策定、早期警戒体制の構築等も市民保護委員会の活動として定められている。

これに基づき、コキンボ州政府では2006年に州市民保護計画を策定し、州の自然条件、災害に関する指揮命令系統、各機関が災害発生前・発生後にすべき事柄について定めている。コキンボ州政府では、こうした計画を実効性のあるものにするため、州の開発計画・土地利用計画に防災の視点を取り入れ、開発の段階から災害リスクを軽減していくことを目指しており、この点において日本の技術的支援を要請してきた。

この要請を受け、2007年3月に事前調査を実施し、同年9月から本案件の協力を開始した。2007年度に1ヶ月の短期専門家派遣および1ヶ月の本邦研修を実施し、コキンボ州、県、区における災害とインフラ・住宅の現況に関して情報の収集と整理・分析を行った。2008年度も同じく短期専門家派遣および本邦研修を実施し、2007年度から継続して当該地域の現状分析を行うとともに、脆弱性・ハザード・リスク分析手法の検討を行ってきた。今年度8月までは脆弱性評価、ハザード評価、リスク評価の作業を進め、プロジェクト3年目となる9月以降、自然災害リスク管理モデル(災害リスク管理の視点を国土計画に反映させていくための手法や基本的な考え方をまとめたもの)の検討等を進めることになる。

上位目標

住民、社会、地域経済の自然災害に対する脆弱性とリスクが低減される。

プロジェクト目標 コキンボ州地方国土計画の中に災害リスクの視点が反映される。

| | |
|-----------|--|
| 成果 | 「成果1」:州、県、区における災害履歴と、インフラ及び住宅の現況が整理される。 「成果2」:州、県、区における災害に脆弱な地域、危険地域、リスクのある地域が評価される。 「成果3」:州、県等の関係機関とリスク管理の視点を国土計画に反映する手法が策定される。 |
| 活動 | 「活動1-1」:自然災害と現状の脆弱性(インフラ・住宅等に関するもの)に関する情報を収集する。 「活動1-2」:自然災害と現状の脆弱性(インフラ・住宅等に関するもの)に関する情報のデータベースを整備する。 「活動2-1」:脆弱性、ハザード、リスクを特定する手法を決定する。 「活動2-2」:脆弱性マップ、ハザードマップ、リスクマップを作成する。 「活動3-1」:リスク管理モデル(リスク管理の視点を国土計画に反映する手法や考え方をまとめたもの)の策定に必要な項目を決定する。 「活動3-2」:リスク管理モデルを策定する。 「活動3-3」:リスク管理モデルのうち、短期的に実施可能な項目について、アクションプランを検討する。 「活動3-4」:プロジェクトの技術委員会と州市民保護委員会がリスク管理モデルについて合意する。 「活動3-5」:リスク管理モデルを州政府に提案する。 「活動3-6」:リスク管理モデルに関するワークショップおよびセミナーを開催する。 |
| 投入 | |
| 日本側投入 | 1)下記分野の短期専門家派遣 ア.災害情報管理(地震/津波) イ.災害情報管理(水害) ウ.災害情報管理(地滑り) エ.ハザードマップ(洪水) 2)カウンターパート研修 ・毎年数名のカウンターパート研修(本邦研修) 3)在外事業強化費 ・プロジェクト実施運営経費等 |
| 相手国側投入 | 1)プロジェクト・オフィスの提供 2)カウンターパートの配置 3)カウンターパート予算の負担(カウンターパート人件費、施設・設備、その他) |
| 外部条件 | ①プロジェクト目標達成のための外部条件 1) 企画協力省コキンボ州支所とその他の防災関連機関の連携が継続すること 2) 研修及び技術移転を受けた職員が現在の職場に留まること ②上位目標達成のための外部条件 1) 技術協力終了後も本プロジェクトの活動が継続されること 2) 災害対策事業に対して予算が適切に配分されること 3) 災害対策に係る政策に大幅な変更がないこと 4) 急激な自然環境変化が発生しないこと |
| 実施体制 | |
| (1)現地実施体制 | 専門家によるプロジェクト実施 チリ事務所による調査監理 チリ国企画省による協力 |
| (2)国内支援体制 | 短期専門家(国内滞在時)による現地カウンターパートへのアドバイス |



個別案件(国別研修)

2014年01月07日現在

本部/国内機関 : 中南米部

案件概要表

| | |
|-----------|--|
| 案件名 | (和)JCPPボリビア身体障害者リハビリテーション行政支援 (英)JCPP Project on Strengthening of Policy Implementation for Person with Disability in Bolivia |
| 対象国名 | チリ |
| 分野課題1 | 社会保障-障害者支援 |
| 分野課題2 | 南南協力-南南協力 |
| 分野課題3 | 貧困削減-貧困削減 |
| 分野分類 | 社会福祉-社会福祉-社会福祉 |
| プログラム名 | 南南協力支援 |
| 援助重点課題 | 南南協力支援 |
| 開発課題 | 南南協力支援 |
| プロジェクトサイト | チリ サンティアゴ首都圏 |
| 署名日(実施合意) | 2008年04月01日 |
| 協力期間 | 2008年04月01日 ~ 2013年09月15日 |
| 相手国機関名 | (和)チリ国際協力庁 (AGCI) |
| 相手国機関名 | (英)Chilean International Cooperation Agency (AGCI), Ministry of External Relations |

プロジェクト概要

| | |
|----------|--|
| 背景 | <p>ボリビア国で2006年に発足したモラレス政権は、不平等や差別の原因である歴史的な社会構造からの脱却と新たなアイデンティティの確立を通じて、国民一人一人の「尊厳のある生活」を目指す「国家開発計画」を発表した。さらに、同年4月には「障害者の平等・機会均等に関する国家計画」を発表した。</p> <p>しかし、障害者支援を適切に行うためには、行政サービスの改善とリハビリテーションのための人材育成が課題であることが判明した。障害者のリハビリテーションを適切に行うには、理学療法と併せて言語療法と作業療法が不可欠であるが、現在ボリビアでこれらに従事する人材は言語療法士31人、作業療法士25人と非常に少ない。また、これまでボリビアにはリハビリテーションに従事する職員の資格を認証する制度や、専門性に対する特別手当などの設定が存在しなかった。この状況を改善すべく、ボリビア政府は、言語療法士・作業療法士の人材育成と、リハビリテーション従事者に関する資格認定制度の整備を目的としたプロジェクトを要請した。</p> <p>他方、チリには日本の協力による「身体障害者リハビリテーションプロジェクト」(2000年～2005年)でリハビリテーションに関わる人材育成に関する経験の蓄積があり、また本プロジェクトのサイトとなるボリビアのサン・アンドレス・マジョール大学(UMSA)とチリのリハビリテーション国立病院(INRPAC)はこれまでも連携の取組みを実施してきたことから、日本チリパートナーシッププログラム(JCPP)の枠組みによって本案件を実施することに至った。</p> |
| 上位目標 | ボリビア国の保健サービスにおけるリハビリテーション・自立支援分野の教育の強化 |
| プロジェクト目標 | ボリビア国サン・アンドレス・マジョール大学(UMSA)においてリハビリテーション教科が拡充される。 |
| 成果 | 1.UMSAの新たなリハビリテーション学科の教授体制が確立される。 2.UMSAにおいて作業療法学科が開始される。 3.UMSAにおいて言語療法学科が設立される。 4.UMSAの作業療法士及び言語療法士養成・実習のための協力機関が決定される。 |

| | |
|---------------|--|
| | 5.保健スポーツ省よりリハビリテーション従事者の資格要件が医療サービス機関に周知される。 |
| 活動 | <p>1.UMSAの新たなリハビリテーション学科の教授体制が確立される。</p> <p>1.1 チリでの研修に参加する教員を選任する。</p> <p>1.2 研修を実施する。</p> <p>1.3 学科のカリキュラム案を作成する。</p> <p>1.4 カリキュラム案を認証する。</p> <p>1.5 カリキュラムに基づいて授業を実施する。</p> <p>1.6 実施されるカリキュラムの評価・モニタリングを実施する。</p> <p>2.UMSAにおいて作業療法学科が開始される。</p> <p>2.1 作業療法学科の5年制の教育計画を策定する。(学士取得)</p> <p>2.2 リハビリ医療専攻を基礎にした作業療法専攻にかかる教育計画(3年)を策定する。(学士取得)</p> <p>2.3 作業療法学科の教育計画を認証する。</p> <p>2.4 作業療法学科の学生を募集する。</p> <p>2.5 作業療法学科の教育計画を実施する。</p> <p>3.UMSAにおいて言語療法学科が設立される。</p> <p>3.1 言語療法学科の5年制の教育計画を策定する。</p> <p>3.2 言語療法学科の教育計画を認証する。</p> <p>3.3 言語療法学科の学生を募集する。</p> <p>3.4 言語療法学科の教育計画を実施する。</p> <p>4.UMSAの作業療法士及び言語療法士養成のための実習のための協力機関が決定される。</p> <p>4.1 実習機関に規則を提案する。</p> <p>4.2 実習機関を選定する。</p> <p>4.3 実習教科を実施する。</p> <p>4.4 評価とモニタリングを実施する。</p> <p>5.保健スポーツ省よりリハビリテーション従事者の資格要件が医療サービス機関に周知される。</p> <p>5.1 保健スポーツ省のリハビリテーション・自立支援者の資格要件を提案する。</p> <p>5.2 リハビリテーション・自立支援者の資格要件を認証する。</p> <p>5.3 リハビリテーション・自立支援者の資格要件に関する資料を作成する。</p> <p>5.4 リハビリテーション・自立支援者の資格要件を発表する。</p> |
| 投入 | |
| 日本側投入 | <ul style="list-style-type: none"> ・ チリ国内研修へのポリビア人研修員受入費 ・ 現地活動費 (教材購入費・現地コンサルタント備上費等) |
| 相手国側投入 | <ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング評価実施経費50% ・ チリ人専門家ポリビア派遣費 ・ モニタリング評価実施経費50% |
| 実施体制 | |
| (1)現地実施体制 | <p>相手国実施機関:チリ国際協力庁(AGCI)</p> <p>相手国側協力機関:チリ厚生省(MINSAL)、ペドロアギレセルダ国立リハビリテーション研究所(INRPAC)</p> <p>ポリビア側実施機関:ポリビア厚生体育省、サン・アンドレス・マジョール大学(UMSA)</p> |
| 関連する援助活動 | |
| (1)我が国の援助活動 | <p>技術協力プロジェクト「チリ身体障害者リハビリテーション」(2000～2005)</p> <p>技術協力プロジェクト「JCPP強化」(2003～2006)</p> <p>個別案件「JCPPコスタリカ身体障害者リハビリテーション」(2006～2009)</p> <p>第三国集団研修「身体障害者リハビリテーション」研修(2006～2011)</p> |
| (2)他ドナー等の援助活動 | <p>最終受益国ポリビアでの活動:技プロ「ラパス県障害者登録実施プロジェクト」実施中</p> <p>最終受益国ポリビアでの活動:PAHO(OPS)コミュニティーベースリハビリテーション(CBR)計画策定支援</p> |



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 中南米部

案件概要表

| | |
|-----------|---|
| 案件名 | (和)身体障害者リハビリテーションコースプロジェクト (英)International Course on the Attention System of Rehabilitation for Disabled People |
| 対象国名 | チリ |
| 分野課題1 | 社会保障-障害者支援 |
| 分野課題2 | 南南協力-南南協力 |
| 分野課題3 | 平和構築-社会的弱者支援 |
| 分野分類 | 社会福祉-社会福祉-社会福祉 |
| プログラム名 | 南南協力支援 |
| 援助重点課題 | 南南協力支援 |
| 開発課題 | 南南協力支援 |
| プロジェクトサイト | チリ・サンティアゴ首都圏 |
| 署名日(実施合意) | 2006年04月01日 |
| 協力期間 | 2006年04月01日 ~ 2011年03月31日 |
| 相手国機関名 | (和)厚生省、ペドロ・アギーレ・セルダ国立リハビリテーションセンター |
| 相手国機関名 | (英)Ministry of Health, Pedro Aguirre Cerda National Rehabilitation Institution |
| 日本側協力機関名 | 国立身体障害者リハビリテーションセンター |
| プロジェクト概要 | |
| 背景 | 中南米地域ではパナアメリカン保健機構(PAHO)の指針の下、貧困対策と関連して障害者支援については様々な取組みが行われている。しかし、ほとんどの国では母子保健(健康、栄養失調)などの基本的な課題がまだ優先されており、障害者支援において十分な政策整備、サービス体制構築ができていないのが現状である。 2000年8月1日から5年間実施された技術協力プロジェクト「チリ身体障害者リハビリテーション」において、2004年9月に中南米11カ国の障害者リハビリ政府関連機関代表者の参加の下、中南米諸国リハビリテーション総会が開催され、各国における障害者リハビリテーションの状況と問題点が明確になった。本第三国研修については、上述プロジェクトで得られた成果・経験および中南米総会の結果を活かして、チリ厚生省および同省傘下のペドロ・アギーレ・セルダ国立リハビリテーションセンターが特に障害者リハビリ政策、サービス体系、地域リハビリ推進、治療技術における指導を通じて中南米・カリブ地域各国障害者の社会参加および生活の質向上に貢献することを目的として、チリ政府から要請がなされた。 |
| 上位目標 | 研修参加国の身体障害予防とリハビリテーション分野の発展強化に貢献する。 |
| プロジェクト目標 | 研修員の、特に障害者インクルージョンに焦点を当てた、身体障害予防とリハビリテーション改善計画プログラム作成能力とサービス能力が向上する。 |
| 成果 | 1. 参加研修員が身体障害予防とリハビリテーションの法律及び政策についての知識を習得する。 2. 参加研修員が連携ネットワークを焦点とした、身体障害予防とリハビリテーションの運営管理技術を習得する。 3. 参加研修員の社会生物学を考慮したリハビリサービス提供の能力が向上する。 4. 参加研修員の身体障害予防とリハビリテーションに関するプロジェクト開発能力が高まる。 5. 研修成果を自国で適応している帰国研修員に対し、補足指導のため専門家を派遣すること |

により、対象国のリハビリテーション・サービス能力が向上する。

活動

以下のテーマの講義・実習・ワークショップ。

- 1.1 障害者支援政策
- 1.2 法整備
- 1.3 障害者リハビリ・インクルージョン・モデル
- 1.4 規定と運営

- 2.1 厚生機関によるネットワークの構築
- 2.2 家族の保健とリハビリテーション
- 2.3 機関間連携ネットワーク

- 3.1 神経発達アプローチによる理学的リハビリテーション
- 3.2 地域リハビリテーション
- 3.3 補完的治療

- 4.1 アクションプランの作成

5. 帰国研修員への補足指導
補足指導専門家の派遣

投入

日本側投入

コース実施費用の50%

日本人講師派遣

補足指導専門家派遣経費

相手国側投入

コース実施費用の50%

資機材

講師

補足指導専門家

外部条件

チリ側および日本側の予算が確保される

実施体制

(1)現地実施体制

先方実施機関:チリ厚生省、ペドロ・アギーレ・セルダ国立リハビリテーションセンター

(2)国内支援体制

厚生労働省、国立身体障害者リハビリテーションセンター

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

技術協力プロジェクト「チリ身体障害者リハビリテーション」(2000～2005)

JCPPミニプロジェクト対コスタリカ「身体障害者リハビリテーション」(2006～2009)

(2)他ドナー等の

援助活動

PAHOによるコミュニティベースリハビリテーション(CBR)支援



個別案件(専門家)

2014年05月22日現在

本部/国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

| | |
|-----------|--|
| 案件名 | (和)地上デジタル放送導入支援アドバイザー (英) Advisor for implementation of Digital TV in Chile |
| 対象国名 | チリ |
| 分野課題1 | 情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術 |
| 分野課題2 | 情報通信技術(ICTの利活用を含む)-放送 |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 公共・公益事業-通信・放送-通信・放送一般 |
| プログラム名 | プログラム構成外 |
| 援助重点課題 | - |
| 開発課題 | - |
| プロジェクトサイト | 首都圏サンチャゴ市 |
| 署名日(実施合意) | 2009年12月25日 |
| 協力期間 | 2010年03月30日 ~ 2013年03月30日 |
| 相手国機関名 | (和)運輸通信省 |
| 相手国機関名 | (英) Ministry of Transport and Telecommunications |

プロジェクト概要

| | |
|----------|---|
| 背景 | チリ政府は2009年9月14日に日本方式(ISDB-T方式)地上デジタル放送を採用(ブラジル、ペルー、アルゼンチンに続き4か国目)することを決定し、その後関連機関参加の技術委員会を設立し、ISDB-T方式の円滑な導入に向けた方策が検討されてきた。 しかしながら、地上デジタル法案の国会での審議が大幅に遅れていることから、チリにおける本格的かつ全国的な地上デジタル放送の展開は滞っており、一部の地域のみ試験的放送を行っている状況である。このため、特に技術的に立ち遅れた地方放送局への本格的な技術指導は、未着手の状況である。審議が遅れていた地上デジタル法案が、本年4月頃に可決成立される見込みであり、今後の地デジ化全国展開が予想されることから、円滑な地デジ化の全国展開のために経験豊富な我が国専門家による指導が不可欠である。 |
| 上位目標 | チリ国全土にて、日伯方式による地上デジタル放送が実施される |
| プロジェクト目標 | チリ国において日伯方式による地上デジタル放送が円滑に導入される |
| 成果 | 1. 地上デジタル放送導入にあたってマスタープラン及びチャンネル計画が作成され、円滑に実施される。 2. 地上デジタル放送導入のために必要な現地技術専門家が育成される。 3. 地上デジタル放送導入のために必要な機材が調達される。 4. 地上デジタル放送の教育、医療、保健等社会開発分野での活用策が示される。 5. 南米における日伯方式採用国に対する地上デジタル放送導入にあたっての支援がなされる。 6. 地上デジタル放送の技術を活用した緊急災害警報(EWBS)システム導入計画が策定される。 |
| 活動 | 1. 地上デジタル放送導入のためのマスタープラン及びチャンネル計画の作成・実施を支援する。 2. 地上デジタル放送導入のために必要な現地技術専門家を育成する。 3. 地上デジタル放送導入のために必要な機材の調達を支援する。 |

4. 地上デジタル放送の教育、医療、保健等社会開発分野での活用を支援する。
5. 南米における日伯方式採用国に対する地上デジタル放送導入に係る支援を行う。
6. 地上デジタル放送の技術を活用した緊急災害警報(EWBS)システム導入計画を支援する。

投入

- 日本側投入 ・長期専門家 1名x36MM(2010年3月～2013年3月)
・在外事業強化費 6,753千円
- 相手国側投入 C/Pの配置、執務スペース(通信費、インターネット環境等)、セミナー開催費他
- 外部条件 チリ国のデジタル化推進に係る政治的意思が維持される。
カウンターパートが継続して配置される。

実施体制

- (1)現地実施体制 運輸通信省、チリ国営放送局等

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- 2010年2月実施:「地上デジタル放送日伯方式導入支援研修」(個別研修)
- 2010年10月実施:「JICA-JETRO連携 地デジ放送を生かした早期警戒システム導入研修」(フォローアップ協力)
- 2)他ドナー等の援助活動



開発計画調査型技協(受託)

2018年03月08日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

| | |
|-----------|---|
| 案件名 | (和) 中小企業育成コンサルタント能力開発・標準化プロジェクト (英) Technical Cooperation for Development Planning on Standardization and Development of Competences of Small and Medium-sized Enterprises(SMEs) Consultants |
| 対象国名 | チリ |
| 分野課題1 | 民間セクター開発-中小企業育成-裾野産業育成 |
| 分野課題2 | |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 商業・観光-商業・貿易-商業経営 |
| プログラム名 | その他(中小零細企業支援) |
| 援助重点課題 | 貿易投資環境整備 |
| 開発課題 | 貿易投資環境整備 |
| プロジェクトサイト | サンチアゴ |
| 署名日(実施合意) | 2008年12月23日 |
| 協力期間 | 2009年04月01日 ~ 2010年09月11日 |
| 相手国機関名 | (和) 経済省 |
| 相手国機関名 | (英) Ministry of Economy |

プロジェクト概要

背景

チリ国は、1970年代の軍事政権下から進められた貿易自由化、資金移動の自由化、国営企業の民営化、国内の規制緩和等により、1980年代後半から順調な経済成長を続け(1990年から2002年の平均成長率4.4%)、ここ数年は銅輸出の伸びが大きく(2004年320億ドル→2006年590億ドル)、2006年の一人あたり名目GDPは8,864.3ドル(IMF発表)に拡大し、世界銀行の分類において「高中所得国」まで成長が進んでいる。しかし、実態としては中小零細企業は約69万社(大企業7千社)存在し、それら中小零細企業が全企業数の99.6%、全被雇用者の74.4%を占めているものの、年間平均売上高は約8万ドル(大企業では約2,900万ドル)に留まっており、輸出総額においてはシェア4%(大企業96%)に過ぎない状況となっている。

その中で、チリ国では経済省の調整の下、産業振興公社(CORFO)、技術協力センター(SERCOTEC)、国家生産品質センター(ChileCalidad)、国家規格院(INN)など22の異なる公的機関が、中小企業に対する、経営向上、企業間連携、品質向上、品質規格導入等の技術支援や輸出促進に係る支援等、様々な公的支援を実施している。これら支援事業の多くは各機関が独自に各分野のコンサルタントを登録し、それら登録コンサルタントを企業が政府補助金により傭上する形で実施しており、コンサルタントの選定にあたっては各機関が独自の基準で登録制度を設けてはいる。このように、統一されたコンサルタントの選定、評価、認証制度が存在していないことから、委託されたコンサルタントの能力差により各支援の成否は必ずしも企業側が満足するものとはなっていない。

かかる状況下、我が国に対し中小零細企業分野での協力要請があり、これを受けてJICAは2008年1月にプロジェクト形成調査を実施し、中小企業支援にあたるチリ人コンサルタントの能力標準化を図るチリ側要請内容の確認を行った。続いて2008年10月に実施した協力準備調査の結果を踏まえ、我が国は日本の中小企業診断士制度を一部参考としてチリ人コンサルタントの能力開発と標準化を目指した制度構築のための技術協力を実施することを決定し、2008年12月に、本件協力にかかる実施細則(S/W: Scope of Work)の署名を行った。

上位目標 公的機関から支援を受けた中小企業の生産性及び競争性が向上する

| | |
|---------------|--|
| プロジェクト目標 | チリの産業振興機関で活用する中小企業コンサルタントに対する研修教材の開発や能力開発の訓練及び、訓練を修了したコンサルタントの資格認定・認証・登録制度の設計を通じて、コンサルタントの能力開発・標準化を行うことを目的とした制度確立に必要な提言を行う |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援コンサルタントに求められる能力の最低基準が標準化される ・中小企業支援コンサルタント育成プログラムが試行的に策定・実施される ・「産業振興網」の公的機関が備えるコンサルタントの能力評価(Certification, Qualification)、登録制度(Registration)が設計される |
| 活動 | <ol style="list-style-type: none"> 1)チリ国中小企業、政府支援事業、及び中小企業支援コンサルタントの現状分析 <ol style="list-style-type: none"> ①中小企業の生産性と競争力について(支援対象企業への聞き取り含む) ②「産業振興網」の中小企業支援制度について ③「産業振興網」のコンサルタントによる中小企業支援事業について(コンサルタントへの聞き取り含む) 2)コンサルタントの研修・認定制度の設計 <ol style="list-style-type: none"> ①選考手順について ②研修科目について(中小企業の経営分野) ③研修カリキュラムと教材の開発 ④資格認定制度・登録制度の設計 3)パイロットプログラムの実施 <ol style="list-style-type: none"> ①選考試験の実施 ②研修コースの実施(中小企業診断実習含む) ③資格認定の実施 ④研修・資格認定・登録制度(認証期限含む)の修正・改善 4)コンサルタントの研修・資格認定・登録制度(認証期限含む)の策定 5)コンサルタント能力標準化制度確立のための行動計画の策定 <ol style="list-style-type: none"> ①組織要件 ②望ましい組織の提案 ③その他想定される課題と提案 |
| 投入 | |
| 日本側投入 | <p>コンサルタントチームの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括/中小企業振興(1) ・研修・登録制度(1) ・研修計画1(1) ・研修計画2(1) |
| 相手国側投入 | <ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパート配置 ・事業実施に必要な機材(MMに明記) ・日本人コンサルタントチームの執務室、執務家具、インターネット接続環境(5名分) |
| 外部条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・チリ国大統領の交替等による行政機関の組織改変等により実施機関や体制の能力低下が生じないこと ・チリ国政府の優先政策として「中小企業支援プログラム」が継続されること |
| 実施体制 | |
| (1)現地実施体制 | 経済省がチリ側実施機関となる。(国際協力庁、産業振興公団(CORFO)、技術協力センター(SERCOTEC)、国家規格院(INN)が参加) |
| 関連する援助活動 | |
| (1)我が国の援助活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別専門家「工業標準化および計量・認証制度」1993-1996 ・開発調査「地域経済開発・投資促進支援調査」2000.3-2001-10 ・個別専門家派遣「生産性・品質向上」1996-1998、1998-2001 ・個別専門家派遣「税関システム改善」2005.5-6、2007.1-2 ・シニア海外ボランティア「経営管理・品質管理」2004.4-現在 ・技術協力プロジェクト「地域産業振興のための地方行政機能強化」2008.1-2010.12 |
| (2)他ドナー等の援助活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・IDB「Regional Productive Development Agencies Program」 |



技術協力プロジェクト

2012年12月20日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

| | |
|-----------|--|
| 案件名 | (和)地域産業振興のための地方行政機能強化プロジェクト (英)Enforcement of Regional Administrative Function for Local Industrial Promotion |
| 対象国名 | チリ |
| 分野課題1 | 民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成 |
| 分野課題2 | ガバナンス-地方行政 |
| 分野課題3 | ジェンダーと開発-ジェンダーと開発 |
| 分野分類 | 計画・行政-行政-行政一般 |
| プログラム名 | その他(中小零細企業支援) |
| 援助重点課題 | 貿易投資環境整備 |
| 開発課題 | 貿易投資環境整備 |
| プロジェクトサイト | ビオビオ州アラウコ県、バルパライソ州サンアントニオ県、ロスラゴス州チロエ県 |
| 署名日(実施合意) | 2007年10月01日 |
| 協力期間 | 2008年01月01日 ~ 2010年12月21日 |
| 相手国機関名 | (和)内務省 地域開発次官官房 |
| 相手国機関名 | (英)Subsecretaria de Desarrollo Regional y Administrativo (SUBDERE), Ministerio del Interior |

プロジェクト概要

背景

チリでは国内総生産の約50%が首都圏州に集中し、首都圏州以外の12州のうち10州において首都圏州を上回る貧困率を記録しており、政府は地域産業の振興によるこれら地域間格差の是正を課題としている。一方で、地方行政は主に内務省が担っており、州知事は大統領任命により選出されるなど、中央集権的な地方行政が行われているため、地方においては地元ニーズに基づいたきめ細かな地場産業育成を図る地方行政機能が弱い状況となっている。

2006年に現バチェレ政権(2006-2010)は全国13州において「州産業振興局」を新たに設置し、地方分権型の地場産業育成・イノベーション振興を図る政策を打ち出した。「州産業振興局」は州知事をトップに構成される「官民合同戦略委員会」を中心に、「産業振興小委員会」と「イノベーション小委員会」によって構成されており、各州で発足する州産業振興局の主要課題として、①各州の状況に応じた地場産業振興策の策定手法の導入と人材育成、②イノベーティブな地場産業育成のための手法導入と人材育成、③州政府レベルの政策と市町村レベルの地元産業振興との連携、などを挙げている。

かかる状況の中、チリ政府は、「地域産業振興のための地方行政機能強化」にかかる協力を我が国にを要請越したが、要請で想定されている協力範囲は広範で、限られた投入では効果が分散する懸念があったため、2007年4月にJICAはプロジェクト形成調査を実施し、①協力範囲の絞りこみ、②カウンターパートの確認、③PDM(案)の確認などを行った。

その後、2007年9月にJICAは事前調査団を派遣し、チリ政府の意向及びプロジェクト内容や実施体制等につき確認を行い、R/D及びM/Mにおいて双方で合意し署名した。それら経緯を踏まえて、「本邦研修」と「長期専門家による運営支援」の投入を主体とした技術協力プロジェクトを開始することとなった。

上位目標 経済的に恵まれていない地域において中小零細企業の事業活動及びイノベーション支援が推進される

プロジェクト目標 パイロット地域(アラウコ県、サンアントニオ県、チロエ県、アラウカニア地域)において地域、州、自治体における地域経済振興のための枠組みが強化される

| | |
|-------------------|--|
| 成果 | (1)パイロット地域において、SUBDERE・地方自治体・民間部門の人材の能力が向上する。 (2)パイロット地域において、現地研修及び本邦研修からの学びを活かして、パイロット活動が実施される。 (3)地域経済開発を目的とした管理体制を強化するための事例・手法をシムテム化する。 |
| 活動 | (1-1)パイロット地域で研修プログラムを設計する。 (1-2)研修教材を準備・改善する。 (1-3)パイロット地域で研修を実施する。 (1-4)パイロット地域の研修参加者の中から本邦研修の参加者を決め、本邦研修での効果的な参加を促進する。 (1-5)本邦研修参加者の中からの学びを通して、パイロット地域での研修を改善する。 (2-1)パイロット地域で取り組む活動を定める。 (2-2)パイロット活動を実施する。 (2-3)パイロット活動の経験を纏める。 (3-1)マニュアル等の業務制度化に関する文書を詳細化する。 (3-2)パイロット地域においてマニュアル・手法・知見が実施される。 |
| 投入 | |
| 日本側投入 | 1)長期専門家(地域産業振興/業務調整) 2)短期専門家(必要に応じ) 3)本邦研修(カウンターパート研修、地域別集団研修) 4)調査団(運営指導調査団、終了時評価調査団) |
| 相手国側投入 | 1)プロジェクトダイレクター 2)プロジェクトマネジャー 3)地域経済開発チーム ・地方自治体課員1名 ・政策と研究課員1名 ・地域開発課員4名 ・特別計画班3名 ・地域生産性開発事務所長3名 4)プロジェクト実施に必要なスペース及び機材 |
| 外部条件 | 1)チリ政府の地方分権化、地域間公正及び開発政策が変化しない。 2)内務省地域開発次官官房の政策が技術移転及び地方政府マネジメントを支援する政策に重点をおくこと。 3)政府組織及びプロジェクト地域の社会的な安定が、同じく維持されること。 |
| 実施体制 | |
| (1)現地実施体制 | 内務省地域開発次官官房及び関係機関 |
| (2)国内支援体制 | 立命館アジア太平洋大学(APU) (財)北九州国際技術協力協会、等 |
| 関連する援助活動 | |
| (1)我が国の 援助活動 | 2001年に実施した開発調査「チリ国地域経済開発・投資促進支援調査・EPIE」では、チリの州別、地域別の輸出・投資促進戦略を提言している。同提言の中には、本プロジェクトの対象州である第8州につき、繊維産業、プラスチック産業、農産加工品の産業クラスターを通じた投資促進が提言されている。このため、本プロジェクトは、これら提言も踏まえることとしている。なお、具体的なこれまでの援助活動は以下の通り。 ・個別専門家「工業標準化および計量・認証制度」1993-1996 ・開発調査「地域経済開発・投資促進支援調査」2000.3-2001-10 ・個別専門家派遣「生産性・品質向上」1996-1998、1998-2001 ・シニア海外ボランティア「経営管理・品質管理」2004.4-現在 |
| (2)他ドナー等の 援助活動 | 米州開発銀行(IDB)は主に産業振興公社(CORFO)をカウンターパートとし、2007年から5年間にわたり、州産業振興局の設置支援を行っているが、主に、各州での産業振興計画の策定・実施支援から州産業振興局の持続性確保・評価を実施している。 本技プロにおいては、①日本の知識・知見を導入し、②中央及び州政府レベルと市町村レベルの連携を重視しているため、同IDB事業とは重複することなく、相互補完的な連携プロジェクトとなっている。 |



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

| | |
|-----------|---|
| 案件名 | (和) 第三国研修「小規模酪農家支援」プロジェクト (英) Third Country Training Programme for Sustainable Bovine Production on Small and Medium Agriculture |
| 対象国名 | チリ |
| 分野課題1 | (旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発 |
| 分野課題2 | 南南協力-南南協力 |
| 分野課題3 | 貧困削減-貧困削減 |
| 分野分類 | 農林水産-農業-農業一般 |
| プログラム名 | 南南協力支援 |
| 援助重点課題 | 南南協力支援 |
| 開発課題 | 南南協力支援 |
| プロジェクトサイト | ロス・リオス州バルディビア市 |
| 署名日(実施合意) | 2006年07月18日 |
| 協力期間 | 2006年11月01日 ~ 2011年03月31日 |
| 相手国機関名 | (和) アウストラル大学全国家畜繁殖飼養管理訓練センター(GENEREMA) |
| 相手国機関名 | (英) GENEREMA, Universidad Austral de Chile |

プロジェクト概要

| | |
|----------|---|
| 背景 | メルコスール(南米南部共同市場)加盟等による経済のグローバリゼーションの影響により、ラテンアメリカの農村開発において、特に小規模農家の経営に多大な影響が予測されている。その状況を解決する為、我が国と全国家畜繁殖飼養管理訓練センター(以下GENEREMA)で、チリ共和国「小規模酪農生産性改善計画(1999~2004年)」プロジェクトが実施され、成果を収めた。 また、2003年11月に開催された国際セミナーにおいて、中南米における小規模農家の酪農状況の把握と生産改善の必要性が確認されている。 以上のような背景から、上記プロジェクトで得た経験を活用するべく、チリ共和国政府から技術協力プロジェクトとして第三国研修「小規模酪農家支援」プロジェクトが要請された。今回プロジェクトでは、アウストラル大学とGENEREMAによる他の中南米諸国の専門家及び技術者を対象とした乳牛と肉牛の生産システム計画と評価に関する研修が行われ、中南米諸国の畜産技術向上と収益向上に貢献することが期待されている。 |
| 上位目標 | 研修に参加した各国の乳牛・肉牛生産が強化される。 |
| プロジェクト目標 | 乳牛・肉牛生産分野の技術改善及び経済効率化プログラムを実行する研修参加者の能力強化が図られる。 |
| 成果 | 1.家畜(牛)における土壌・牧草・家畜総合生産システムの知識が向上する。 2.家畜(牛)の効率的・高収益生産システムに関する技術、管理方法、経営についての知識が向上する。 3.チリ国南部の乳牛及び肉牛生産に関わる生産システム、企業、政府機関の活動を認識する。 |
| 活動 | 研修コースは、次の科目を中心に構成し、研修員は講義、実習、ワークショップ等を通じて以下の知識を習得する。 1-1.飼料の評価と利用方法 |

- 1-2.乳牛・肉牛生産システム
- 1-3.飼養
- 1-4.繁殖
- 2-1.乳牛・肉牛の繁殖評価
- 2-2.家畜管理
- 2-3.酪農・肉牛生産経済と運営管理
- 2-4.家畜生産システムの計画と評価
- 3-1.酪農企業、政府機関等への現場視察

- 研修期間:5週間/年
- 研修員数:12名(最大)
- 招待国:ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、コスタリカ、パナマ、コロンビア、ベネズエラ、ペルー、ポリビア、キューバ、エクアドル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、メキシコ

投入

- 日本側投入
 - ・グッド・ファーマーリング・プラクティス等の分野の在外講師派遣
 - ・研修経費の50%負担
- 相手国側投入
 - ・CENEREMAにて講習会やセミナーの設備(25人用)、マルチメディア機材、バス、コンピューター・アクセス
 - ・研修経費の50%負担
- 外部条件
 - チリ側の予算が確保される。

実施体制

- (1)現地実施体制
 - 先方実施機関:アウストラル大学全国家畜繁殖飼養管理訓練センター
- (2)国内支援体制
 - 農村開発部:課題アドバイザーによる支援

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - JCPPミニプロジェクト対エルサルバドル「エルサルバドル家畜繁殖」(2003～2006年度)
 - プロジェクト方式技術協力「チリ小規模酪農生産性改善計画」(1999～2004年度)
 - 第三国専門家派遣(ニカラグア、エルサルバドル)(2000～2002年度)
- (2)他ドナー等の援助活動
 - なし



技術協力プロジェクト

2011年06月24日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

| | |
|-----------|---|
| 案件名 | (和)先住民コミュニティ農家経営向上プロジェクト (英)Project for the Economic Enterprising Development with Competitive Potential of Indigenous Community |
| 対象国名 | チリ |
| 分野課題1 | (旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発 |
| 分野課題2 | ジェンダーと開発-ジェンダーと開発 |
| 分野課題3 | 貧困削減-貧困削減 |
| 分野分類 | 農林水産-農業-農業一般 |
| プログラム名 | その他(社会経済的弱者支援) |
| プロジェクトサイト | アラウカニア州(区州)テムコ市 |
| 署名日(実施合意) | 2006年08月17日 |
| 協力期間 | 2006年11月23日 ~ 2009年11月22日 |
| 相手国機関名 | (和)農業省農牧開発庁(中央)、INDAP第9州支局(地方)、州内現場事務所 |
| 相手国機関名 | (英)INDAP |

プロジェクト概要

| | |
|----------|---|
| 背景 | <p>チリ国では国内の社会的格差の是正が大きな課題となっている。特に、全人口(15,117千人)の4.6%(693千人)を占める先住民は、その43.2%が極貧困及び貧困層に属しており、全国平均である26.3%に比較して、貧困率が非常に高い。また、その多くが地方における第一次産業に従事している。</p> <p>2006年3月に発足したバチェレ政権は、5つの優先政策プログラムの一つとして社会的排除の解消を打ち出しており、この中で先住民支援を掲げている。チリ政府は、1993年に先住民法を制定し、包括的な先住民支援策を打ち出し、2001年から米州開発銀行(IDB)の協力の下、「先住民コミュニティ総合開発プログラム(ORIGENES)」を実施し、教育・文化、伝統医療、生産性向上及び組織強化の4分野での活動を展開してきた。このうち、生産性向上分野は、INDAPが主体となり、先住民居住地域の小農に対して、自立性、効率性、競争力の向上を目的とした支援活動を実施してきた。</p> <p>先住民居住地域の小農が抱える問題として、不安定な経営が挙げられ、生計の不安定化を招いている。このため、INDAPによる小農に対する農家経営支援が期待されているが、現状では、農民の組織化や市場開拓、営農方法の改善など持続的な生産活動という点で、十分な成果が得られていない。これは、INDAPで定められた小農支援制度や手法が画一的であり、柔軟性に欠けること、先住民の文化・習慣を考慮した参加型開発手法が導入されていないこと、INDAP職員が販売戦略を念頭に置いた営農指導を行うに至っていないこと等に拠る。</p> <p>こうした状況から、本プロジェクトでは、先住民人口の多い第9州を対象とし、住民参加型のパイロット事業の実施を通じた先住民コミュニティのエンパワメントと、INDAPの先住民地域小農支援手法の改善・強化を図る。また、パイロット事業の結果に基づき、先住民コミュニティにおける農家経営改善・市場開拓のモデル化を図る。これにより、先住民地域の貧困削減、ひいては社会間格差の是正に寄与するものとする。(本プロジェクトでは、8民族で構成される先住民の大部分(87.3%)を占めるマプチェ族の居住地域を対象とするが、他先住民民族においても、応用しうる、社会・文化的状況に配慮した小農支援手法の構築を図る。)</p> |
| 上位目標 | INDAPにより、先住民コミュニティにおいて参加型開発手法を踏まえた適切な小農振興が行われ、先住民コミュニティの農家経営・市場開拓能力が向上される |
| プロジェクト目標 | 先住民コミュニティの文化的要素を考慮した農家経営改善・市場開拓のモデルが開発される |

| | |
|---------------|---|
| 成果 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象とする先住民コミュニティをとりまく社会調査結果が住民参加型でとりまとめられる 2. 農家経営改善・市場開拓のためのアクションプランが作成される 3. 農家経営改善・市場開拓のための戦略策定能力が改善される 4. 先住民の文化的要素を考慮した農家経営改善・市場開拓の支援手法が提案される 5. 農家経営改善・市場開拓の支援手法及び体験が文書化され、出版される |
| 活動 | <ol style="list-style-type: none"> 1.1 INDAPにより対象とする先住民コミュニティの社会経済調査を行う。 1.2 INDAPがファシリテーションを行い、小農グループがコミュニティの現状・問題を把握する。 1.3 INDAP、小農グループ、技術支援者がコミュニティの農家経営改善・市場開拓能力向上のための問題認識と課題を共有する。 2.1 農家経営・市場開拓に関するINDAP、小農グループ、技術支援者の活動分析・評価を参加型で実施する。 2.2 プロジェクト対象地域における主要生産物についての市場調査を実施する。 2.3 (農家経営・市場開拓に関する)住民参加型の活動分析手法を作り上げる。 2.4 INDAP、小農グループ、技術支援者が評価・分析結果を共有する。 2.5 INDAP、小農グループ、技術支援者がアクションプランを作成する。 3.1 アクションプランに基づき、INDAP、小農グループ、技術支援者向けの研修計画が策定される。 3.2 INDAP、小農グループ、技術支援者に対して研修が実施される。 3.3 修計画の評価・見直しが行われる。 3.4 アクションプランの評価・見直しが行われる。 3.5 INDAPと技術支援者の支援の下、小農による農家経営改善・市場開拓のための具体的活動が計画実施される。 4.1 術委員会において全活動の評価が行われる。 4.2 係者間(先住民小農グループ、州政府、地方自治体、CONADI、ORIGENES他)で意見交換が行われる。 4.3 家経営改善・市場開拓の支援手法の案が作成される。 4.4 術委員会において支援手法の案が承認される。 5.1 (パイロット事業の)体験をもとにした事例集が作成される。 5.2 援手法に関するハンドブックが作成される。 5.3 援手法ハンドブックが印刷、配布される。 |
| 投入 | |
| 日本側投入 | <p>総額 180百万円</p> <p>専門家派遣(長期1名/3年間、短期:約5名/30M/M)、供与機材(小額機材4百万円)、研修員受け入れ(約8名/10M/M)、現地活動費(30百万円)、その他</p> |
| 相手国側投入 | <p>専門家執務室の提供、秘書、ドライバーの提供、その他</p> <p>カウンターパート人件費、国内研修、参加者旅費、国内研修施設の提供</p> <p>専門家執務室の提供、秘書、ドライバーの提供、その他</p> |
| 外部条件 | <ol style="list-style-type: none"> 1) チリ政府の小農支援及び先住民支援に関する政策に変更がないこと。 2) プロジェクトに参加したINDAP職員から他職員に対して伝達普及が行われること。 |
| 実施体制 | |
| (1)現地実施体制 | <p>■協力相手先機関</p> <p>農業省農牧開発庁INDAP(中央)、INDAP第9州支局(地方)、州内現場事務所</p> |
| 関連する援助活動 | |
| (1)我が国の援助活動 | <p>小規模灌漑及び土壌保全等の農村環境保全技術の確立と、同技術に基づいた住民参加による農村開発計画の策定を行うことを目的として、技術協力プロジェクト「チリ住民参加型農村環境保全計画」(2000年～2007年)が同国第8州チジャンで実施されている。直接のカウンターパート機関はINIAだが、INDAPも協力機関の一つとして位置づけられている。</p> |
| (2)他ドナー等の援助活動 | <p>2001年から米州開発銀行(IDB)の協力の下、「先住民コミュニティ総合開発プログラム(ORIGENES)」を実施し、教育・文化、伝統医療、生産性向上及び組織強化の4分野での活動を展開してきた。このうち、生産性向上分野は、INDAPが主体となり、先住民居住地域の小農に対して、自立性、効率性、競争力の向上を目的とした支援活動を実施してきた。</p> |



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

| | |
|-----------|--|
| 案件名 | (和)環境センター研究開発強化支援プロジェクト (英) Strengthening and Development of CENMA Activities |
| 対象国名 | チリ |
| 分野課題1 | 環境管理-環境行政一般 |
| 分野課題2 | |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 計画・行政-行政-環境問題 |
| プログラム名 | 環境行政能力向上支援 |
| 援助重点課題 | 防災を中心とする環境対策 |
| 開発課題 | 環境・気候変動対策 |
| プロジェクトサイト | サンティアゴ首都圏 |
| 署名日(実施合意) | 2008年08月29日 |
| 協力期間 | 2008年10月21日 ~ 2011年10月21日 |
| 相手国機関名 | (和) 国家環境委員会、チリ環境センター |
| 相手国機関名 | (英) CONAMA, CENMA |

プロジェクト概要

背景

チリ国では、全人口の約40%である約600万人弱が居住するサンティアゴ首都圏の車両(バス等)の排ガス、及び銅精錬工場からの大気汚染問題は、一時期に比べ改善は見られるものの、未だ深刻であり、気管支炎等の発生など国民生活に大きな影響を与えている。他方、チリの代表的な輸出品である銅の精錬に伴う廃水、生活排水の河川への流入等水質汚濁も深刻となっている。このような問題を解決するために1994年に環境基本法が制定され、国家環境委員会(以下「CONAMA」)を中心として、多様な公的機関および民間セクターが環境保全に係わる活動を推進してきたが、CONAMAを含めたチリ国の環境対策実施能力が不足していたことから、JICAはチリ国側の要請に基づき、チリ大学内に設立された環境センター(以下「CENMA」)を通して、1995年から2002年まで、チリの環境質の改善に資するよう大気、水、廃棄物に係るモニタリング、分析、調査など幅広い分野の能力向上を目的とした技術協力を行った。2002年のプロジェクト終了後から、チリ国では、これまで複数省庁が個別に実施していた環境対策を統合し、効率的に環境行政を実施するため、CONAMAを主体とした環境省設立の準備が進められている。こうした環境行政能力強化が進められる中、環境規制等を科学的根拠に基づいたデータ・情報の提供により支援する、国家環境レファレンス機能を有する組織の必要性が認識され、CENMAが法的にその機能を有する組織として位置づけられる見通しとなった。しかし、現在CENMAが有する大気質、水質等の分析、精度管理に関する技術では、科学的確度及び精度等において、国家環境レファレンス機能を果たすレベルには不十分である。

以上の背景からチリ側より、CENMAのレファレンス能力強化等を内容とする協力要請が日本政府に提出され、JICAは、2004年に基礎調査、2005年に第一次事前調査を実施した。同事前調査において、チリ側での追加検討事項として環境レファレンス機関としての位置づけの明確化と必要な予算措置、人員の配置を求め、今般、こうした諸条件が確保される見通しが立ったため、第二次事前調査団を派遣し、プロジェクトのフレームワーク等についてチリ側と合意し、その合意に基づきプロジェクトを実施するものである。

上位目標 CENMAの国家環境レファレンス機能の能力向上を通して、チリ国の環境行政が強化される。

プロジェクト目標 CONAMA(将来的には環境省)の環境行政に資するためのCENMAのレファレンス機能が強化される。

成果

1. 有機分析項目(農薬、VOC等)についてISO17025を取得するための能力が向上する。
2. CENMAがオゾンの国家原器を保有し、校正を実施するためのISO17025を取得する能力が向上する。
3. CENMAによる大気質モニタリング機器(気象観測機器を含む)の校正能力が強化される。
4. CENMAの生態毒性試験(バイオアッセイ)に係る能力が強化、獲得される。
5. CENMAが国家基準化機構(INN)から国家度量衡ネットワークの中の環境化学拠点ラボとして認知されるための試験所間試験実施能力が強化される。
6. 全国大気質モニタリングシステム(SNMCA)の構築に必要な環境が整備される。
7. 大気質予測国家システムのために都市大気質予測モデルに係る能力が強化、獲得される。
8. ダイナミック・エミッション・インベントリープログラム(PNIDE)実施のための能力が強化される。

活動 (事業管理支援システム上での文字数制限をオーバーするため、別紙にまとめる)

投入

日本側投入

(1)専門家派遣
チーフアドバイザー/有機分析、大気質モニタリング機器、大気質モニタリング計画、大気質モデル、排出インベントリー、生態毒性試験(バイオアッセイ)、国家オゾン原器、試験所間試験
(2)機材供与
国家オゾン原器(オゾン測定器)他
(3)カウンターパート研修

相手国側投入

約2名/年(プロジェクト開始後に選定)
(1)C/P、秘書、運転手等の配置
(2)必要な設備を備えた専門家用執務室
(3)移動手段(専門家用車両(「環境センタープロジェクト」で供与したもの)の提供)

外部条件

①前提条件
・派遣される日本人専門家の担当分野に該当するCENMAの職員が配置される。
・CENMAの活動を維持するのに十分な予算が配分される。
・CENMAを国家環境レファレンス機能を有するセンターとするという国家政策が維持される。
②上位目標達成のための外部条件
チリ国政府が現状の国家政策、環境規制を維持又は強化する。

実施体制

(1)現地実施体制

Project Director: CONAMA委員長
Project Manager: CENMAセンター長

(2)国内支援体制

(国内支援委員会は設置しないが)乙間教授(北九州市立大学)及び田中国際協力専門員から案件管理等について適宜アドバイスをいただく。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

(1)環境センタープロジェクト
1995年6月～5年間、その後2000年6月～2年間の延長。1995年国立チリ大学の所有する環境センター財団として発足したCENMA(環境センター)にて大気汚染気象予測・管理、産業排水・水質管理、産業廃棄物管理、環境情報・研修の各分野にて協力を実施。
(2)無償資金協力
環境センター1995年実施。環境センターに対する資機材供与。(E/N金額:7.9億円)
(3)その他:
2004年11月、対チリ排出権取引支援を目的として、在チリ日本関係機関(在チリ日本大使館、JBICプエノスアイレス、JETROサンチャゴ、JICAチリ事務所)によりCDM支援委員会が発足し、共同セミナー等を実施。また、2004年11月18日、JBICはCONAMA、PROCHILE(外務省輸出促進機構)、SOFOFA(チリ工業連盟)の間でCDMプロジェクトに係る情報提供やファイナンス面での支援・助言を目的とした業務協力協定を締結。

(2)他ドナー等の

援助活動

(1)世界銀行
1993～97年「環境行政組織強化プログラム」(融資額1,150万ドル、専門家による環境行政政策能力の強化)。2003～2008年「サンチャゴにおける持続可能な輸送と大気質プロジェクト」(融資額698万ドル、政策アドバイス等)
(2)米州開発銀行
1984年「首都圏州大気汚染モニタリング、データベース整備システム改善プロジェクト」。流域管理計画、固形有害廃棄物管理計画の予備調査を実施。
(3)スウェーデン
1994～96年首都圏COREMA(地方環境委員会)へ大学教授、民間コンサルを派遣し、サンチャゴ首都圏の大気汚染予測のための気象観測網等構築支援を実施。2002年からチリ・スウェーデン協力基金により協力実施中。
(4)オランダ
サンチャゴ首都圏の大気汚染観測のため、2台の移動式の自動測定局舎(トレーラー)を供与。



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

| | |
|--------------------------|--|
| 案件名 | (和)地域住民を対象にした環境教育モデル開発プロジェクト (英)Development of Environmental Education Model to Strengthen Local Capabilities |
| 対象国名 | チリ |
| 分野課題1 | 環境管理-環境行政一般 |
| 分野課題2 | 環境管理-気候変動対策 |
| 分野課題3 | 教育-ノンフォーマル教育 |
| 分野分類 | 計画・行政-行政-環境問題 |
| プログラム名 援助重点課題 開発課題 | 環境行政能力向上支援 防災を中心とする環境対策 環境・気候変動対策 |
| プロジェクトサイト | オヒギンス州(VI州)ランカグア市 |
| 署名日(実施合意) | 2007年03月20日 |
| 協力期間 | 2007年11月01日 ~ 2010年10月31日 |
| 相手国機関名 | (和)国家環境委員会 |
| 相手国機関名 | (英)National Environment Committee, CONAMA |

プロジェクト概要

背景 チリ国では、1990年に国家環境委員会(CONAMA)が設立され、1994年に環境基本法が公布される等、環境における基準、監視、罰則等の法律が整備されてきた。CONAMAは、それぞれの国家機関が実施する環境政策を調整するとともに、環境質基準(大気・水質等)を策定する任務を有する機関であり、チリ国の環境管理システムを構築する上で中心的な役割を果たしている。

2002年からは、CONAMAが中心となって教育省、森林公社(CONAF)、市町村、UNESCO等と共に「教育機関の環境認証国家システム(SNCAE)」プログラムを実施しており、環境保全に貢献する教育機関の活動に対し環境認証を与えている。これまでに①環境教育における教師の役割、②適切な環境教育の運営管理などの環境教育推進のための基準を作成している。本プログラムの立ち上げ時には、環境教育における関連機関との調整及びプログラムの推進のための「環境認証国家委員会」を設立した。同委員会は、教育省、CONAMA、森林公社等関係機関の代表者によって構成されており、各州におかれた地方委員会が環境認証の対象となる活動を選定している。

一方、これまでの公的教育機関に限定した環境教育の成果は、必ずしも実際の生活の場及び地域社会の環境保全に繋がっているとは言えず、教育関係者のみならず、国や州・市町村といった行政機関、民間企業、一般市民など広範なアクターを巻き込んだ環境教育を推進する必要がある。しかし、広範なアクターを取りまとめる上で重要な役割を担うべき国及び地方レベルにおける行政機関は経験が十分でなく、方針づくり、運営管理、調整などアクター間の連携を進める上で必要な能力強化が課題となっている。以上の背景を踏まえ、市民を巻き込んだ形での環境教育の経験が豊富なわが国へ技術協力プロジェクトの要請がなされた。

これに対し、JICAは2007年3月11日～3月26日に事前調査団を派遣し、先方政府とプロジェクトの基本枠組みについて協議し、2007年3月20日、ミニッツにおいて合意した。

上位目標 環境教育のモデルがチリ国内他州に広がる。

プロジェクト目標 市域内協力連携ネットワーク形成の環境教育モデルが開発される。

| | |
|---------------|--|
| 成果 | <p>成果1. 地域性を重視した環境教育における関係者の参加方法が開発される。</p> <p>成果2. 連携ネットワーク型協働及び地域性を重視した環境教育の推進のための市役所員及び地元関係者の能力が高められる。</p> <p>成果3. 地域性を重視した環境教育についてCONAMA職員の能力が向上する。</p> <p>成果4. プロジェクト普及・推進のための戦略が作成される。</p> |
| 活動 | <p>1-1 地域住民を対象とした環境教育の現状に関する調査の実施。</p> <p>1-2 地域の関係アクター間の連携を強化する環境教育推進モデルをデザインする。</p> <p>1-3 地域性を重視した環境教育に関する方法が共有される。</p> <p>2-1 市役所員及び地元関係者の能力開発の研修計画が作成される。</p> <p>2-2 計画した研修を実施する。</p> <p>2-3 実行した研修計画の評価。</p> <p>3-1 CONAMA職員向けの研修計画が策定される。</p> <p>3-2 CONAMA職員向けの研修が実施される。</p> <p>3-3 実施した研修が評価及び修正される。</p> <p>4-1 コミュニティー、件、地域、国、国際単位でのプロジェクト普及・推進計画が作成される</p> <p>4-2 プロジェクト報告書が作成される</p> |
| 投入 | |
| 日本側投入 | <p>長期専門家 1名(環境教育)3年間</p> <p>短期専門家 7-9名(地域連携促進、住民啓発、教材開発、その他)計3.77MM</p> <p>本邦研修 19名(環境教育)なお、グループ研修にて実施予定。</p> <p>(2007年度は5名、2008年度は7名、2009年度5名、各々約1ヶ月間)</p> |
| 相手国側投入 | <p>カウンターパートの配置</p> <p>ローカルコスト負担</p> <p>専門家の執務室</p> <p>専門家への便宜供与</p> |
| 外部条件 | <p>チリ国の環境政策が変更されない。</p> <p>CONAMAが情報を保有している。</p> <p>成果1)分析に十分な情報が存在する。</p> <p>成果2)関係者が研修に参加できる。</p> <p>成果3)2008年11月の選挙後も対象地域の市長がプロジェクトへの関心を持ち続ける。</p> <p>市民や関係組織が、環境問題へ関心を持ちパイロットプロジェクトに協力する。</p> |
| 実施体制 | |
| (1)現地実施体制 | JICAチリ事務所、CONAMA、州政府をはじめ関係機関による合同調整委員会を設置。 |
| (2)国内支援体制 | 適宜、国際協力専門員および本邦研修の受入れ機関であるNPOこども環境活動支援協会(LEAF)をはじめとする国内環境教育関連機関からの技術的アドバイスを頂く。 |
| 関連する援助活動 | |
| (1)我が国の援助活動 | <p>①サンチャゴ首都圏産業固形廃棄物処理計画:1995年から本格調査(開発調査)を実施。産業固形廃棄物及び医療廃棄物の処理施設、及び最終処分場等の環境管理マスタープランづくり。</p> <p>②環境センタープロジェクト:1995年~5年間。2000年6月から2年間延長。1995年国立チリ大学の所有する環境センター財団として発足したCENMA(環境センター)にて大気汚染気象予測・管理、産業排水・水質管理、産業廃棄物管理、環境情報・研修の各分野にて協力を実施。</p> <p>③無償:環境センター1995年実施。環境センターに対する資機材供与。(E/N金額7.9億円)</p> <p>④青年海外協力隊:2008年から2年間、第6州にて「環境教育」7名</p> |
| (2)他ドナー等の援助活動 | UNESCOが学校認証システムを後援している。 |



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名 (和) 二枚貝養殖のための稚貝生産技術研修プロジェクト
(英) Seed production of mollusks bivalves

対象国名 チリ

分野課題1 農業開発-水産

分野課題2

分野課題3

分野分類 農林水産-水産-水産

プログラム名 南南協力支援

援助重点課題 南南協力支援

開発課題 南南協力支援

プロジェクトサイト コキンボ州コキンボ市

署名日(実施合意) 2009年12月10日

協力期間 2010年03月08日 ~ 2012年03月31日

相手国機関名 (和)カトリカ・デル・ノルテ大学

相手国機関名 (英)Universidad Catolica del Norte

プロジェクト概要

背景

チリ国は、日本・チリパートナーシッププログラムを1999年に締結した後、南南協力を積極的に推進し、第三国研修事業においてチリ側は研修経費の50%を負担するに至っている。更に、当該事業の改善計画に沿って、受益国が最終裨益側であるとの認識のもと、対象国の絞り込み及びターゲットグループの適切な選定のための方策が検討されている。

カトリカ・デル・ノルテ大学は、我が国による無償資金協力、個別専門家等の協力により、零細漁民を含めホタテ養殖技術の定着及び発展に貢献し、今では当国は養殖ホタテ貝の輸出国として世界第3位を達成している。これらの成果を活用して、1988年より20年間にわたり第三国研修を実施してきており、ペルー、ブラジル、ベネズエラ及びエルサルバドルでのホタテ養殖等の発展に貢献し、域内では高く評価されている。2007年度に実施した「適用可能な養殖技術」研修の終了時評価調査では、中南米諸国における貝類養殖は発展途上の段階にあるものの、その人材育成目的で実施した当該研修は、参加国のニーズに合致し、また、研修で習得した知見は施設設計等にも応用され、当初設定された研修目標は達成したとの結果であった。今回の二枚貝の稚貝生産技術研修は、淡水・海水、水温等の多様な環境や、貝類のみならず、魚・甲殻類にも応用可能な技術を提供し、施設整備の面では多額の投資を必要としない技術であることから、参加国において技術の導入がスムーズに実施されるための配慮がなされた研修である。さらに、海洋環境保護、零細漁民の漁業から養殖への転換や、食料確保の面での貢献が期待される。

上位目標 研修参加国において二枚貝生産技術の定着が推進される。

プロジェクト目標 研修参加国において二枚貝養殖および稚貝生産技術が向上する。

成果

1. 二枚貝の稚貝生産技術に係る知識や技術が移転される。
2. 二枚貝の稚貝生産・管理能力が向上する。
3. 研修参加国における二枚貝の稚貝生産および養殖にかかるアクションプランが作成され、実行される。

研修コースでは、1年目は養殖に関する管理・調整について知識を有する研究者等を対象と

活動

し、研修を通じアクションプラン案の作成を行う。2年目、3年目は参加機関にて実施中の1年目のアクションプラン案で活動を行っている技術者もしくは二枚貝の生産責任者を対象とする。また、実施機関は研修コースリーダーを配置し、本研修で作成されたアクションプラン案のモニタリングを行う。

これらの研修コースを通じ、アクションプラン案の見直し、改善を行い、参加国で実行可能なアクションプランを作成する。

研修コースは次の科目を中心に構成する。

1. 二枚貝の稚貝生産に係る知識や技術に係る科目。

- ・生物学、生態学(産卵サイクル、産卵と孵化等)
- ・稚貝飼育のための養殖用飼料微生物の生産
- ・種苗生産と管理
- ・稚貝(幼貝)生育管理

など

2. 二枚貝の稚貝生産・管理に係る科目

- ・孵化用ラボの施設整備
- ・産卵及び稚貝の飼育ラボの施設整備
- ・生物学的および非生物的要因の管理
- ・病害管理
- ・貝類養殖産業の視察

など

○研修期間 2週間～3週間/3年

○研修員数 12名(最大)

○対象国 エルサルバドル、コロンビア、ブラジル、ニカラグア、ベネズエラ、キューバ、エクアドル、コスタリカ

投入

日本側投入

研修実施経費の約50%

在外事業強化費(セミナー等開催費、モニタリング用経費等)

供与機材(養殖資材関係(養殖籠等)、海水UV殺菌機、水中ポンプ、海水加温機、視聴覚機材等)

相手国側投入

研修実施経費の約50%

研修講師、帰国研修員モニタリング用専門家など

関連する援助活動

(1)我が国の JCPPプロジェクト、コロンビア「貝類養殖」(2009～2012)

援助活動

(2)他ドナー等の 海洋養殖研修(KOICA/コンセプション大学 2003-2008)

援助活動



個別案件(国別研修)

2012年12月20日現在

本部/国内機関 : 中南米部

案件概要表

| | |
|--------------------------|--|
| 案件名 | (和)JCPPコロンビア貝類養殖 (英)JCPP project on shellfish aquaculture development in Colombia |
| 対象国名 | チリ |
| 分野課題1 | 農業開発-水産 |
| 分野課題2 | 南南協力-南南協力 |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 農林水産-水産-水産 |
| プログラム名 援助重点課題 開発課題 | 南南協力支援 南南協力支援 南南協力支援 |
| プロジェクトサイト | コキンボ州コキンボ市 |
| 署名日(実施合意) | 2009年06月01日 |
| 協力期間 | 2009年11月18日 ~ 2012年11月18日 |
| 相手国機関名 | (和)チリ国際協力庁 |
| 相手国機関名 | (英)International Cooperation Agency (AGCI) |

プロジェクト概要

背景 コロンビアでは、捕獲漁業による乱獲が続いていたため資源量が激減した。また、天然資源のみに頼った漁業では収入が天候などに左右され易く、沿岸部に生活する零細漁民は貧困から脱却できない状況となっている。これらの問題を解決すべく、コロンビア政府は科学振興予算を活用し、水産養殖技術開発に着手した。
しかし、これまで捕獲漁業のみで資源生産という取り組みがほとんど行われてこなかった同国の本分野に係る技術水準は不十分であり、国外からの技術支援を必要としていた。他方、チリは日本の技術協力を受けて水産養殖技術を著しく発展させており、特に貝類の養殖についてはカトリカ・デル・ノルテ大学に十分なノウハウが蓄積されていた。貝類養殖は比較的安価な設備投資で始められるため、零細漁民にとって導入しやすい技術である。これらの状況から本案件は要請され、日本とチリの三角協力であるJCPPの枠組みにおいて実施されることとなった。

上位目標 コロンビア国マグダレナ県の沿岸開発資源として海洋養殖業が推進される。

プロジェクト目標 (コロンビア国マグダレナ県カリブ海に棲息する)イタヤガイ類の養殖モデルが確立される。

成果

- 1.イタヤガイ類の稚貝生産のためのハッチェリーが整備される。
- 2.イタヤガイ類の稚貝養殖用の餌料海藻増殖ラボが整備される。
- 3.タガンガ湾の自然環境下養殖技術が確立される。
- 4.対象地域において養殖技術普及のための啓蒙活動が行われる。
- 5.対象地域における養殖事業普及のための推進委員会が設置される。

活動

- 1.イタヤガイ類の稚貝生産のためのハッチェリー(稚貝育成設備)が整備される。
 - 1.1 ハッチェリーに関する技術指導
 - 1.2 親貝の確保とその管理
 - 1.3 人工採苗に適した環境整備
 - 1.4 産卵誘発と孵化
 - 1.5 幼生飼育

- 1.6 付着と成体期の飼育
 - 1.7 機材の整備
 - 1.8 ハッチェリーの運営管理状況の評価
 - 1.9 ハッチェリー及び自然環境下の貝類養殖に関する技術指導
 - 1.10 養殖工学に関する研修
 - 1.11 ハッチェリー管理技術に関する研修
- 2.イタヤガイ類の稚貝養殖用の餌料海藻増殖ラボが整備される。
 - 2.1 海藻栽培ラボの整備
 - 2.2 海藻の選定
 - 2.3 選定された海藻類の管理
 - 2.4 海藻栽培技術の選定
 - 2.5 稚貝、親貝への海藻給餌技術の選定
 - 2.6 海藻栽培ラボの運営状況の評価
 - 2.7 ラボ職員に対する海藻栽培の研修
- 3.タガンガ湾の自然環境下養殖技術が確立される。
 - 3.1 タガンガ湾の海洋、風の状況調査
 - 3.2 ロングライン(長いロープにフロート付け海表面に浮かべ養殖する方法)に必要な材料調査
 - 3.3 ロングラインのデザインと作成
 - 3.4 ハッチェリーに生産された稚貝を海の養殖施設へ移動
 - 3.5 天然稚貝の採取、稚貝の選定及びパールネットでの育成
 - 3.6 パールネットの稚貝を分散、選別
 - 3.7 ロングラインの管理方法の策定
 - 3.8 パールネットの稚貝を採取及び丸籠へ入替え
 - 3.9 丸籠の稚貝の分散・選別
 - 3.10 丸籠の陸揚げ
 - 3.11 自然環境下の貝類養殖に関する技術指導
 - 3.12 養殖事業計画に関する研修
 - 3.13 自然環境下の貝類養殖に関する研修
- 4.対象地域に養殖技術の普及のための啓蒙活動が行われる。
 - 4.1 技術普及活動の検討
 - 4.2 プロジェクト関係者の分析
 - 4.3 イタヤガイ養殖技術普及のための材料作成
 - 4.4 地域コミュニティを対象とした普及材料の作成
 - 4.5 プロジェクト対象コミュニティに対する養殖技術の広報活動
 - 4.6 セミナー・ワークショップ開催
- 5.養殖事業普及のための推進委員会が設置される
 - 5.1 推進委員会の構成メンバーの決定
 - 5.2 関連機関との調整
 - 5.3 養殖事業普及のためのプロポーザルを提案
 - 5.4 推進委員会にてプロポーザルが承認される

投入

- | | |
|--------|--|
| 日本側投入 | (準備フェーズ)事前調査員派遣 (本格フェーズ) ・チリ国内研修 ・現地活動費 ・モニタリング評価実施経費50% |
| 相手国側投入 | (準備フェーズ)事前調査員派遣 (本格フェーズ) ・チリ人専門家コロンビア派遣 ・モニタリング評価実施経費50% |

実施体制

- (1)現地実施体制
- | |
|---------------------------|
| 相手国側実施機関:チリ国際協力庁(AGCI) |
| 相手国側協力機関:チリ・カトリカ・デル・ノルテ大学 |
| コロンビア側実施機関:マグダレナ大学 |

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
- | |
|-----------------------|
| JCPP強化(2003.9~2006.8) |
|-----------------------|